平成２６年（フ）第３８３８号
東京都町田市金森３丁目38―５　有限会社ツトム内
債務者　太多　政昭
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８４５号
東京都新宿区上落合３丁目29―７―101
債務者　町田　正彦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８４９号
埼玉県桶川市大字下日出谷943―245―102
債務者　太田　　弥
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８５３号
東京都板橋区三園１丁目29―20　溝下ガーデンハウスＡ104
債務者　川本　朝子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４４号
岡山市北区平野512番地１　ハイムデアフロイデⅡ―102号
債務者　川出久美子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７号
岡山市南区東畦690番地20、旧住所岡山市南区妹尾2358番地５
債務者　前川　環志
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３４号
岡山市北区清輝橋３丁目４番27号大日ビル301、旧住所岡山市北区清輝橋４丁目４番32号ライオンズマンション岡山南710
債務者　木村千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０７号
岡山市北区東古松３丁目３―18　メゾン東古松402、住民票上の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田2063番地12
債務者　片山　達也
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７号
宮城県大崎市松山下伊場野字金井神56番地２
債務者　荒井　利昇
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午前10時10分
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
宮城県栗原市築館字照越八ツ沢38番地15、従前の住所宮城県栗原市築館字照越神田16番地31　栗原高原住宅104号
債務者　氏家　崇樹
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午前10時10分
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
栃木県大田原市親園3520番地55、前住所栃木県大田原市加治屋94番地1084
債務者　阿久津富貴子（旧姓黒﨑）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１０４号
静岡県島田市金谷東１丁目1028―11―１Ｆ、住民票上の住所埼玉県桶川市若宮１丁目８番25―302号
債務者　乾　　辰浩
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１７号
静岡市清水区能島197番地の１　市営住宅118
債務者　望月　秀夫
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８号
静岡市清水区能島197番地の１　市営住宅118
債務者　望月　優子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部